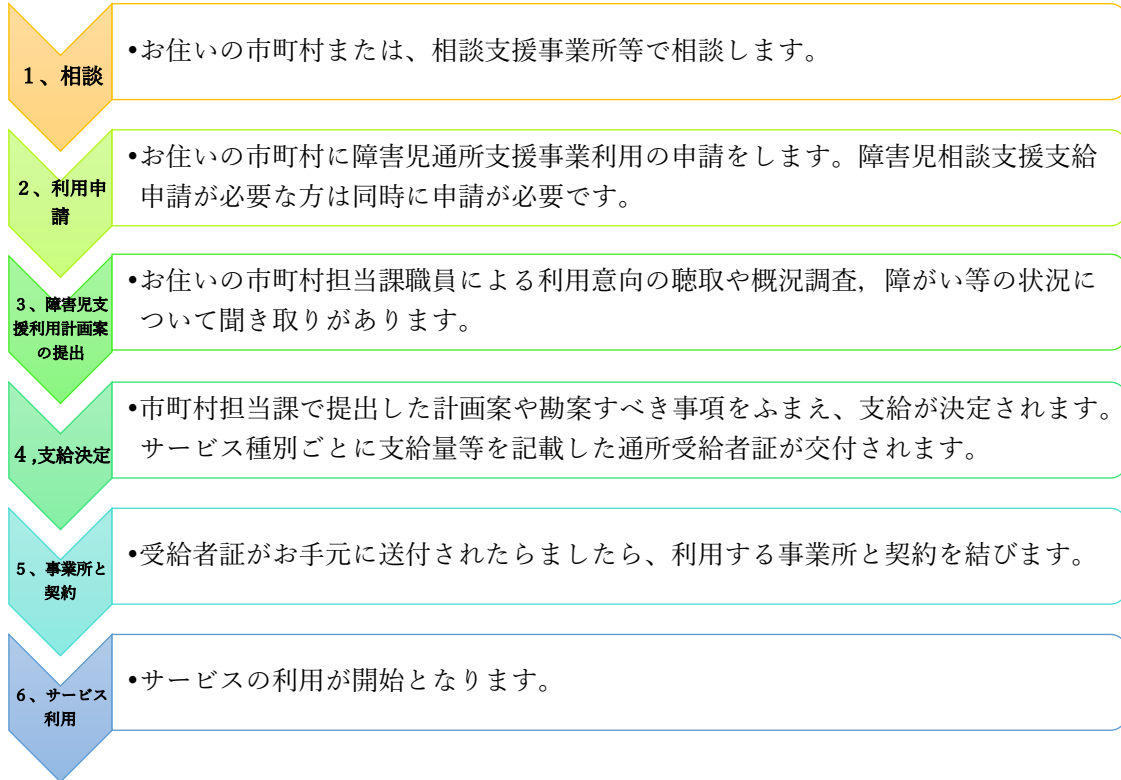


## 児童発達支援事業利用について



児童発達支援（障害児通所支援）とは、

療育の必要が認められる児童を指定の施設に通わせることにより、日常生活における基本的な動作の指導及び、集団生活への適応訓練を行うものです。



### 🌸利用者負担額の上限

世帯区分	所得区分	月額上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得者	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税所得割 28万未満 ※	4,600円
一般2	市民税課税世帯（一般1の該当者を除く）	37,200円

※市民税所得割は、「住宅借入金等特別税額控除金」及び「寄付金税額控除」による税額控除前の市民税所得割によって算定します。

### 🌸世帯の範囲

保護者の属する住民基本台帳での世帯

### 🌸多子軽減措置

保育所などに通う乳幼児が2人いる市民税課税世帯で、その乳幼児のうち、第2子又は第3子以降の児童が障害児通所支援を利用する場合に、利用者負担が軽減されます。

## 児童発達支援事業利用について

多子軽減対象区分	利用者負担額
第2子軽減対象児童	サービス総費用の5%と負担上限月額を比べて低い額
第3子軽減対象児童	0円

### 🌸 幼児教育・保育・児童発達支援の無償化

満3歳になって初めての4月1日から3年間は利用料が無償化されます。

### 🌸 高額障害児通所給付費

同一世帯に属する支給決定障害者等に係る利用者負担額の合算額が一定額を超える場合に、当該超える部分に相当する額を償還されます。

- 1、 障害者総合支援法に基づく介護給付費等に係る利用者負担額  
(介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費、特例訓練給付費)
- 2、 介護保険の利用者負担額  
(高額介護サービス費、高額介護予防サービス費により償還された費用を除く)  
※障害福祉サービスを利用している場合。
- 3、 補装具に係る利用者負担額  
※障害福祉サービスを併用している場合。
- 4、 児童福祉法に基づく障害福祉給付費に係る利用者負担額
- 5、 児童福祉法に基づく障害児入所給付費に係る利用者負担額

